

## 令和元年度 第4回頸城区地域協議会次第

日時：令和元年7月12日（金）  
午後6時30分から  
場所：頸城コミュニティプラザ  
2階 203会議室

### 1 開 会

### 2 会長あいさつ

### 3 協議事項

- 地域活動支援事業について・・・・・・・・・・資料1

### 4 報告事項

- 新潟太陽誘電(株)第二工場4号棟建設工事の現況と工事に伴う交通規制について  
・・・資料2
- 総合事務所の時間外受付の見直し（案）について・・資料3
- 「地域を元気にするために必要な提案事業」の経過報告について

### 5 そ の 他

### 6 閉 会

令和元年度 地域活動支援事業提案のあった事業一覧(追加募集)

No.	日付	事業名	団体名	事業規模(円)	うち補助金額(円)	事業内容	合計補助金額	頸城区予算額	予算との差
追1	7月8日	頸城区の小学生行事支援事業	頸城地区公民館南川分館 協議会	155,520	111,000	小学生用のゲームベストを購入することで、スポーツ行事におけるチームや区分を明確にすることで団結力の向上を図るとともに、写真映えの向上等による父兄の参加率向上を図る。	111,000	111,000	0
合計				155,520	111,000				

資料No.2

工事のお知らせ

新潟太陽誘電第二工場4号棟建設工事の現況について

拝啓 時下益々ご清栄のことと、お慶び申し上げます。

平素は弊社建設工事にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新潟太陽誘電株式会社の4号棟の建設工事に関しまして、下記お知らせさせていただきます。

工事中は何かとご迷惑をおかけすることもあるかと存じますが、ご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

① 工事現況

当工事は、今や皆様の身近なものとなっておりますスマートフォンのめざましい高機能化や、こちらも日進月歩となっております自動車の電装化等に対応します蓄電部品のますますの増産を目指すための、新工場の建設でございます。

工事概略は、

①準備工事（設計・申請・造成工事・その他準備工）：2019年1月～2019年5月末

②建築工事（杭・掘削・躯体・内装・外装・設備・その他）

:2019年5月下旬～2020年4月予定

に、なります。

現在は、杭工事が進んでおり、今後、多数の工事を同時進行で、完成に向け進めてまいります。

騒音・振動・粉塵には、十分配慮しまして、施工を進めてまいります。

～現在は、杭打工事から基礎工事を施工しております。～



工事中は、引き続き、安全と環境に十分配慮致しまして、施工を進めてまいります。

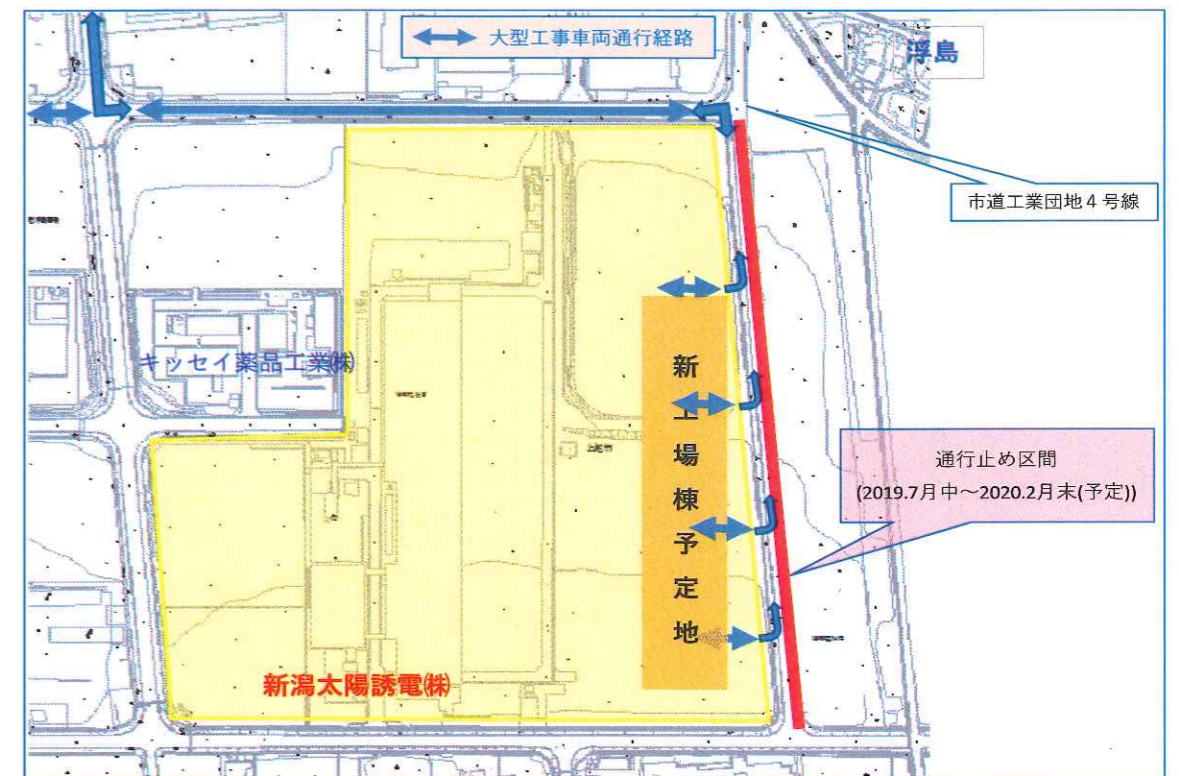
② 当工事では、3号棟建設工事からの、上越市様・ご近隣様とのお約束として、安全と環境への配慮から、工事車両の通行経路を下記地図の通りとさせていただきます。引続きまして、工事中の工事車両通行経路につきまして、下記地図の通り、北側道路を迂回する経路にての通行とさせていただきます、安全と環境等に十分に配慮させていただきます、事故の無いよう運行致します。

また、

施工に際しまして、御近隣様皆様の通行への安全に対し万全を期す為、2019年7月中旬から2020年2月末迄の予定で、工事車両の出入り口となります東側道路（市道工業団地4号線）の一部を通行止めにてさせていただきます。

通行止めに合わせて、当市道を通行しておりますバス路線につきましては、期間中通行止め箇所を迂回し、これまでの停留所へ向かいます。

ご近隣の皆様には、期間中、大変ご不便をお掛け致しますが、ご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げます。



— 引続き、工事につきましては、随時、お知らせしてまいります。 —

— お問い合わせ先 —

施工者 株式会社大林組  
新潟太陽誘電4号棟工事事務所  
担当者 森、落合  
電話 025-520-9491

## 総合事務所の時間外受付の見直し(案)について

上越市自治・市民環境部 自治・地域振興課

## 1 見直しの経緯

- 現在、平日の職員退庁後と土日・祝日の休日においては、市民の利便性の向上を図るため、木田庁舎及び各区総合事務所では、当直を2人置いて、一部の窓口業務を実施しています。
- 主な業務は、出生届、婚姻届、離婚届、死亡届等の「戸籍届の受付」、住民票の写し及び印鑑登録証明書の「時間外交付サービス」です。
- 平成30年度に約1,400の事業を対象として、事務事業の必要性や効率性等を検証する事務事業評価を行う中で、総合事務所の時間外受付における「戸籍届の受付」及び「時間外交付サービス」の実績を調査したところ、いずれの件数も少ない状況にあることが分かりました。
- このような状況から、全ての総合事務所で一律に時間外受付を開設する必要があるかという観点に立って、時間外受付体制を見直すこととしました。

## 2 見直しの概要

## (1) 時間外受付を開設する総合事務所

- 現在、見直しの案として、総合事務所が所管する地域の地理的なまとまりの中で、戸籍届等の時間外受付の実績を考慮して、浦川原区、柿崎区、板倉区の総合事務所では、時間外受付を開設するものとします。
- 上記以外の10区(安塚区、大島区、牧区、大潟区、頸城区、吉川区、中郷区、清里区、三和区及び名立区)の総合事務所では、平日17時15分から翌日8時30分、また、土日・祝日は全日の時間外受付を開設しない(=当直を置かない)ものとします。

## (2) 戸籍届等の手続きについて

- 戸籍届等の手続きは、これまでどおり、市民の皆さんがお住まいの区にかかわらず、木田庁舎または時間外受付を開設する3か所の総合事務所のどの時間外受付でも手続きすることができます。

## (3) 平日夜間等の総合事務所への電話について

- 時間外受付を開設しない総合事務所に電話をした場合には、木田庁舎や時間外受付を継続する予定の総合事務所に電話が自動で転送されるように設定し、転送先の当直が対応します。

### <電話転送案>

- |               |   |              |
|---------------|---|--------------|
| ○頸城区、三和区及び名立区 | ⇒ | 木田庁舎へ転送      |
| ○安塚区及び大島区     | ⇒ | 浦川原区総合事務所へ転送 |
| ○大潟区及び吉川区     | ⇒ | 柿崎区総合事務所へ転送  |
| ○牧区、中郷区及び清里区  | ⇒ | 板倉区総合事務所へ転送  |

#### (4) 防災行政無線について

- 災害時における避難情報の発令等の放送については、これまでどおり職員が対応します。
- 火災の発生・鎮火、停電に関する放送は、原則、行わない方針です。
  - ※消防団の出動命令については、消防団メールにより団員へ出動命令を発出し、参集対応を図っています。
  - ※火災で大規模な延焼のおそれがある場合や、大規模かつ長時間の停電が生じた場合など、市民の皆さんに危険や生活上の支障が及ぶ場合には、この原則によらず対応を図ります。
- 市が配信している「安全メール」に登録いただくことで、災害や犯罪、交通事故などに関する情報を携帯電話やパソコンのメールで受け取り、文字情報として確認することができます。

#### (参考)「安全メール」でお知らせする内容

- |                                   |
|-----------------------------------|
| ① 防犯情報 (不審者情報・事件情報)               |
| ② 防災情報 (災害発生情報・避難関係情報・台風接近情報)     |
| ③ 火災情報 (火災発生情報・鎮火情報) (注) 昼夜を問わず配信 |
| ④ 交通安全情報 (交通事故発生情報・防止対策情報)        |
| ⑤ その他 (クマ、サルなどの出没情報、行方不明者情報など)    |

- 火災や停電情報を得るための電話番号や安全メールの登録方法については、全世帯にチラシを配布するなどしてお知らせします。

#### (参考) コミュニティプラザのご利用について

- コミュニティプラザは、これまでどおり8時30分から22時までご利用いただけます。※管理人を1人配置する予定です。

### 3 今後の予定

- 見直し案による対応方法について検討や準備を進め、早ければ令和2年4月から見直した内容で実施したいと考えています。

※これまでに開催した説明会でいただいた意見を反映し、説明をさらにわかりやすくするため、内容の一部を追加・修正しています。